

# 京都駅周辺地域を対象とした社寺の防災拠点活用に関する評価 ～広域災害時に不足する帰宅困難者への支援の補完を想定して～

A Study of the Capacity for Accepting Stranded Commuters Using Temples Around the Kyoto Station, Japan

金度源<sup>1</sup>・清水弘樹<sup>2</sup>・大窪健之<sup>3</sup>

Dowon Kim, Hiroki Shimizu and Takeyuki Okubo

<sup>1</sup>立命館大学准教授 理工学部環境都市工学科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)  
Associate Professor, Dept. of Civil and Environmental Engineering, Ritsumeikan University

<sup>2</sup>西日本電信電話(株) (〒540-8511 大阪市中央区馬場町3-15)

Nippon Telegraph and Telephone West Corporation

<sup>3</sup>立命館大学教授 理工学部環境都市工学科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)  
Professor, Dept. of Civil and Environmental Engineering, Ritsumeikan University

This case study focuses the capacity of the temples for using as evacuation places and shelters near the Kyoto station. Japanese traditional temple has the important function of the assembly place or hall so that these potentialities can support the over tourist evacuees to stay for the first stage on post-catastrophic disaster. The study could classify and evaluate the potentiality of post-disaster response resources existing and the management system by the result of both questionnaire and interview survey for the community activities and both indoor and outdoor spaces of the temples.

**Keywords:** *Stranded Commuter, Temple, Kyoto Station, Disaster Prevention, Shelter*

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景

京都は数多くの世界遺産や重要文化財建造物を有しており、日本独自の歴史的町並みに定評がある為、世界から観光地として人気を集めている。京都市では平成 27 年に過去最多となる年間観光客数 5700 万人<sup>1)</sup>を記録した一方で、花折断層帯地震<sup>2)</sup> (マグニチュード 7.5、最大震度 7)・南海・東南海地震<sup>3)</sup>の発生が懸念されている。これらの大規模地震が発生した場合、交通機関の停止によって数多くの観光客が帰宅困難者となり、行き場を無くす事が想定される。特に京都の玄関口となる“京都駅周辺地域”では、約 2.8 万人の帰宅困難者が発生すると京都市によって想定されており、観光客の安全を担保する為、一時滞在施設等の防災拠点の整備を進めている<sup>4)</sup>。

京都市は広域災害時に被災地の情報収集を優先する為、現場への対応が遅れてしまうという課題を抱えている。そこで、京都市は京都駅周辺の大規模な集客施設や事業所と協定を結び、「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画部会」(以降「部会」と称する)を設置した<sup>4)</sup>。部会構成員は広域災害時に京都駅周辺地域の帰宅困難者対策を実施し、平常時より帰宅困難者に備えた備蓄物資の整備等を行う。しかしながら、本部会では、約 2.8 万人として予想される帰宅困難者への事前対策は不十分である現状から、京都駅周辺の事業所等が主体となった帰宅困難者支援の初期対応体制を構築し、更なる防災機能の拡充が求められている。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、公設の避難所が地震による被害を受け災害時の公共機能が不足した。そこで被災を免れた社寺が臨時的避難所として被災者を受け入れ、備蓄していた食糧を被災者に提供するなど、防災拠点としての役割を果たした事が報告されている<sup>5),6)</sup>。また、境内に整備している消防設備を用いて津波火災への消火活動を行った事例もあり<sup>7)</sup>、阪神・淡路大震災においても社寺を囲む防火帯が市街地火災への延焼抑止効果を発揮した<sup>8)</sup>。これらの事例より、将来起こりうる広域災害において社寺は不足する様々な公共機能を補完できるという事が期待される。

社寺の防災活用を検証している様々な学術研究が存在する。佐々木ら<sup>9)</sup>は全国の国宝や重要文化財に指定されていない寺院を対象に、災害に備えた体制や過去の災害時利用の実態を明らかにした上で寺院の避難所利用に必要な要項を提案した。大窪ら<sup>10)</sup>は京都市法金剛院の防災ポテンシャルを抽出し、住民とのワークショップを行う事で周辺地域に向けた防災拠点活用を提案した。岡崎ら<sup>11)</sup>は社寺を既に防災拠点として活用している事例分析を参考に、高知県西糺町に位置する神社の防災活用を提案した。しかし大規模なターミナル駅周辺を対象に、社寺の防災拠点活用による帰宅困難者対策支援をテーマとした研究はほとんど行われていない。

## (2) 研究の目的

本研究は、全国の帰宅困難者問題が危惧される地域への汎用性ある成果の抽出を目指し、京都駅周辺地域において重大課題となっている帰宅困難者問題に「寺院」が有効かつ現実的に機能できる帰宅困難者支援業務を抽出し、その支援業務を類型化することで、寺院の防災拠点活用の潜在性を示す事を目的とする。

## 2. 調査対象と研究の方法

### (1) 研究対象地の設定

本研究の対象地は「京都駅周辺地域（ターミナル周辺エリア）」とする。範囲としては京都駅を中心とした半径1km円内であり、京都市が京都駅周辺の帰宅困難者対策を推進する上で定めたエリア規準である。

### (2) 研究対象とする社寺の選定

京都駅周辺地域における社寺の防災拠点活用を検証する為、研究対象とする社寺を選定する。京都駅が位置する京都市下京区・南区の社寺を複数の位置情報サイト<sup>12), 13), 14)</sup>や寺院の宗派ごとのホームページ<sup>15), 16)</sup>を参考に特定した。その結果を図1に示す。

結果として寺院は59件確認でき、神社は2件確認できた。本研究では地域住民との関わりや社寺同士のネットワークを用いた防災面における連携について着手する。なお、重要文化財や国宝に指定されている社寺は防災活用時には境内の指定文化財毀損の恐れが筆者らによる先行研究<sup>17)</sup>より問題点をして挙げられたため対象から除いた。結果として寺院が55件、神社は2件確認し、調査協力を依頼をしたが、京都駅周辺地域の神社は無住であり検証に至る事ができなかった。その為、本研究では「寺院」に限定して研究を進めるものとする。

また、研究対象として除外した寺院には世界遺産や重要文化財に指定されている「東本願寺、西本願寺、東寺」があり、これらの寺院については筆者らによる既往研究<sup>17)</sup>で平常時から保有する設備・物資が調査及び評価しており、本研究における備蓄物資の不足改善における評価や、対象社寺への帰宅困難者支援業務の提案において既往研究の成果を一部参考に行っている。

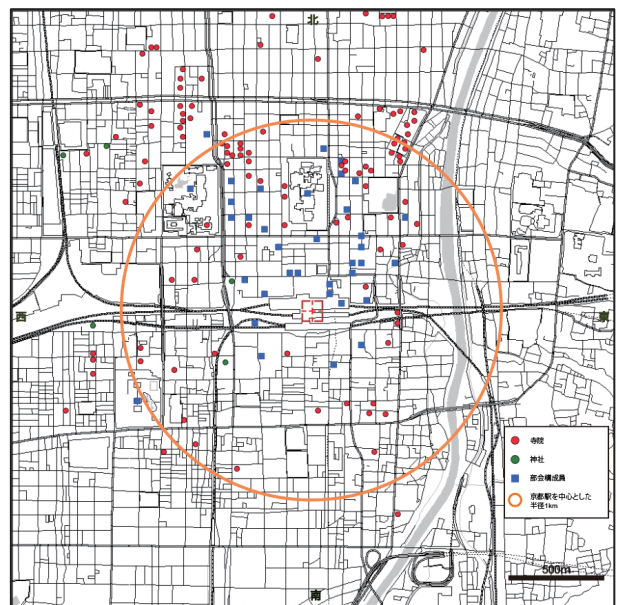


図1 対象地内の社寺の位置図（ゼンリン地図の上に筆者加筆）

### 3. 寺院に求められる帰宅困難者支援業務の抽出

#### (1) 内閣府が定める帰宅困難者対策ガイドラインから社寺による帰宅困難者支援業務の抽出

2011年3月11日の東日本大震災によって発生した首都圏における大量の帰宅困難者による混乱は、首都直下型地震に備えて帰宅困難者対策を官民協力の基により具体化していく必要性が顕在化された。このため内閣府は、国、地方公共団体、民間企業等が帰宅困難者への対策課題に対し検討する「首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、帰宅困難者対策を推進する各主体組織それぞれに適した帰宅困難者支援業務の策定を目的とし、平常時における準備や災害時における行動指針を帰宅困難者対策ガイドライン<sup>18)</sup>としてまとめられた。

この中から寺院が対象と該当すると考えられる「民間事業者を対象に定めたガイドライン」は3つ存在し、一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン、帰宅困難者への情報提供ガイドライン、駅前滞留者対策ガイドラインである(表1中③、④、⑤)。この3つのガイドラインを重ね合わせ、帰宅困難者支援業務を災害発生後からの時系列によって整理する。さらに寺院が実践可能かつ有効に機能できる支援業務を抽出する為に、過去に社寺が臨時的に防災拠点として活用された事例<sup>注1)</sup>から表2に示す抽出結果と類似した事例を、過去に実践できた事として「社寺ができる可能性の高い帰宅困難者支援業務」として設定する。

表1 各ガイドラインの名称とその対象者

発行者	ガイドライン名	対象者				
		企業	民間事業者	集客施設	駅前関係者	行政
内閣府	① 事業所における帰宅困難者ガイドライン	○	-	○	-	-
	② 大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン	○	-	○	○	-
	③ 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン	○	○	○	-	○
	④ 帰宅困難者への情報提供ガイドライン	-	○	○	-	○
	⑤ 駅前滞留者対策ガイドライン	-	○	○	○	-

#### (2) 寺院に求められる帰宅困難者支援業務の定義

過去に寺院が実践できた事を寺院が出来る可能性の高い支援業務として定義し、結果として計9項目の帰宅困難者支援業務を定義する事ができた(表2)。

また、項目⑤の保健衛生活動においては一部過去の該当例が確認されていない支援業務を設定している。寺院は寺院関係者の生活空間としての性質があり、また来訪客を宿泊させる環境を整備する為、毛布・シーツ・ブランケットを一定数保有している場合がある。これらの物資は消防庁によって負傷者搬送に有効活用できる道具として定義されている為<sup>19)</sup>、負傷者への対応に一部機能できる可能性があるとして想定される。

これらの支援業務の内容をベースとして、京都駅周辺地域の寺院が定義した支援業務を実施できるのかを把握する為のアンケート調査を行う。また、調査の結果を基に寺院の特性を分類し、寺院それぞれに適した帰宅困難者支援業務の提案を行う。

表2 寺院が出来る可能性の高い支援業務

時系列	寺院が実施可能と想定できる帰宅困難者支援業務	寺院における過去の該当例
発災直後 (初動)	① 屋外滞留者にその場に留まるように周知し、京都駅への流入を抑制する。	○
	② 京都駅や屋外で行き場の無い滞留者を一時保護する。	○
	③ 保護した被災者に鉄道運行状況や災害情報を提供する。	○
一時滞在施設 運営期	④ 帰宅困難者を屋内の収容スペースに誘導 1人あたり2㎡として開放可能な屋内スペースに収容する。	○
	⑤ 保健衛生活動 トイレの使用準備及び貸し出しを行う。	○
	負傷者を近隣の病院や災害時救護所に搬送する。	×
	⑥ 備蓄物資の提供 食糧、飲料水、ブランケットを適宜配布する。	○
	可能であれば敷物、懐中電灯、ラジオ、医療器具を提供する。	○
	⑦ 情報の収集・伝達 防災関係機関から適宜、災害関連情報を収集する。	○
	出入口等の見やすい場所に掲示板等を設置して、情報を提供する。	○
一時滞在施設 運営中長期化	⑧ 施設管理者のみの運営に限界がある場合、受入者に協力を依頼する。	○
	⑨ 帰宅支援情報を提供する。	○

### 4. アンケート調査による寺院の分析・分類

#### (1) アンケート調査の集計結果

前章において定義した寺院が出来る可能性の高い支援業務(表2)に必要なと考えられる、設備、物資、空間、人員、運営補助依頼が期待できる主体組織を把握する為のアンケート調査を実施した(表3)。

表3 寺院へのアンケート調査の概要

調査概要	
調査期間	2019年12月11日(水)~2019年12月25日(水)、計14日間
アンケート回収率	55件のうち23件(回収率42%)、22件の有効回答(96%)
調査内容	寺院関係者人数、檀信徒数、周辺地域とのネットワーク、耐震性 開放可能空間、食料・飲料備蓄、情報提供環境、生活支援物資、について

## (2) 寺院の帰宅困難者支援ケースの分類

アンケート調査の結果を基に帰宅困難者に支援可能なケースごとに寺院を分類した。分類の主軸は、寺院が帰宅困難者を境内に収容可能か否かによって支援ケースが大幅に変動する為、屋内・屋外空間の提供の可否とする。また、一時滞在施設型として機能する場合に必要な要素に、ゾーニングが挙げられる。収容した帰宅困難者の属性を分類し、それぞれに適した支援を実施する必要があると想定される為、閉鎖された屋内空間を複数提供可能か否かによって屋内空間の提供に関する分類を行う。一方で、防災拠点に最低限必要な指定基準としては耐震性が挙げられる。建築基準法改定後の耐震改修工事、又は1981年6月以降の寺院の建替え<sup>注3</sup>、いずれかを実施している寺院を耐震性が担保できる寺院として分類し、既に防災ポテンシャルを発揮出来る寺院とする。それ以外の寺院については、耐震性を今後担保する事で防災ポテンシャルを発揮できる可能性のある寺院として分類する。図2に寺院の分類チャートを示す。

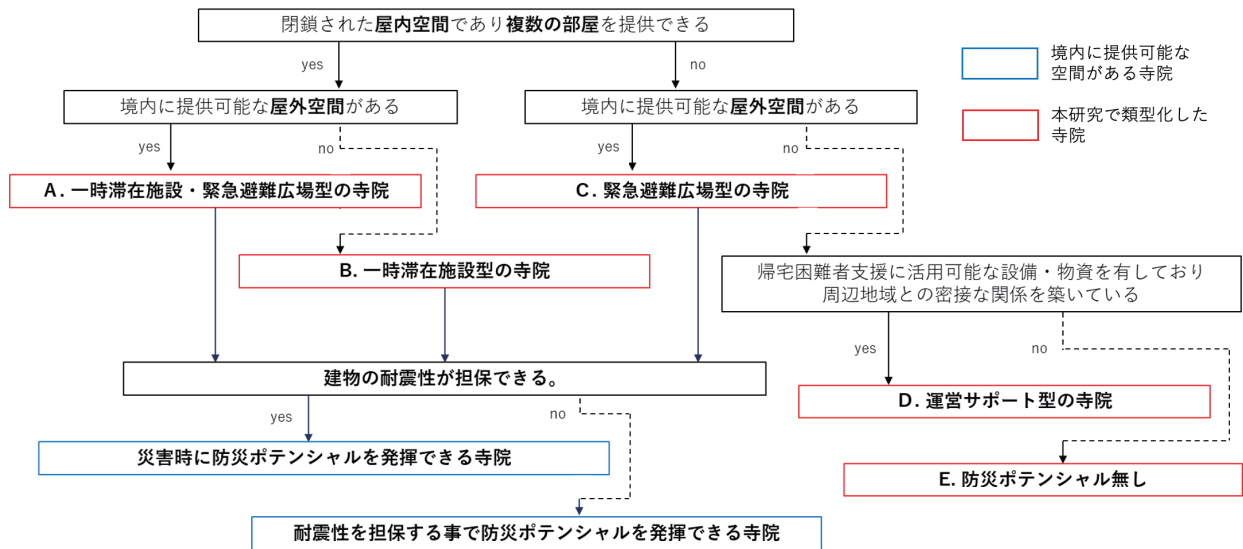


図2 寺院の分類チャート

分類の種別としては、帰宅困難者を屋内及び屋外空間に収容して支援可能な「A. 一時滞在施設・緊急避難広場型の寺院」、屋内空間のみ収容可能であり支援可能な「B. 一時滞在施設型の寺院」、屋外空間のみに収容可能であり支援可能な「C. 緊急避難広場型の寺院」、収容スペースが無く周辺の対策機関の運営サポートを担う「D. 運営サポート型の寺院」とする（図2中、赤枠）。また、防災拠点として機能可能と分類された寺院はさらに「耐震性」による細分類を行い、既に防災拠点としてのポテンシャルを発揮できるのかを分類する（図2中、青枠）。

結果として、Aに分類できた寺院が5件、Bに分類できた寺院が6件、Cに分類できた寺院が3件、Dに分類できた寺院が6件、Eに分類できた寺院が2件である。また、防災拠点型に分類できたA、B、Cの寺院の中でも耐震性が既に担保されており、災害時に防災ポテンシャルを発揮できると分類された寺院はAの寺院で3件、Bの寺院で2件、Cの寺院で3件であった。

以下、表4にそれぞれの属性の寺院がどのようなケースで支援可能と想定されるのかを示す。

表4 帰宅困難者支援のケース

属性	分類種別	帰宅困難者支援ケース
防災拠点	A. 一時滞在施設・緊急避難広場型	初動対策に加え、一時滞在施設運営期に帰宅困難者を屋内・屋外空間それぞれに収容して支援する寺院
	B. 一時滞在施設型	初動対策に加え、一時滞在施設運営期に帰宅困難者を屋内空間に収容して支援する寺院
	C. 緊急避難広場型	初動対策に加え、一時滞在施設運営期に帰宅困難者を屋外空間に収容して支援する寺院
運営補助	D. 運営サポート型	初動対策に加え、一時滞在施設運営期に物資の共有や運営補助等のサポートを実施する寺院
属性無	E. 防災ポテンシャル無し	収容スペース、周辺地域とのネットワーク、帰宅困難者支援に必要な設備・物資が無く、防災機能を有さない寺院

上記の防災ポテンシャルを有する A～D に分類できた寺院それぞれに追加調査としてヒアリングを行い、どのような帰宅困難者支援業務が現実的かつ有効に機能できるのかを評価する。また、ヒアリング調査を基に表 3 に示す「寺院が出来る可能性の高い支援業務」を具体化して提案する。

## 5. ヒアリング調査による寺院への帰宅困難者支援業務の提案

### (1) 寺院へのヒアリング調査の概要

寺院それぞれへのヒアリング調査では、平常時の寺院の運用に関する質問、災害時に有効活用可能な空間・設備・物資に関する詳細の質問を行う。さらに表 2 で定義した「寺院が出来る可能性の高い帰宅困難者支援業務」の中でも、現実的に実践可能と評価できる支援業務について寺院の当事者から評価を得る事で、寺院それぞれに提案する帰宅困難者支援業務の抽出を行った。

以下、表 5 に追加調査への協力を得た寺院の概要と調査内容を示す。

表 5 ヒアリング調査の概要

寺院へのヒアリング調査概要				
対象寺院	東光寺	養蓮寺	延寿寺	尊越寺
属性	防災拠点			運営補助
分類種別	A. 一時滞在施設・緊急避難広場型	B. 一時滞在施設型	C. 緊急避難広場型	D. 運営サポート型
地区	京都市下京区粉川町	京都市下京区大津町	京都市下京区本塩麩町	京都市下京区西洞院町
調査日時	2020年1月15日	2020年1月16日	2020年1月14日	2020年1月17日
調査内容	① 開放可能な屋内・屋外空間の詳細及び平常時からの用途 ② 災害時に提供・使用可能と回答した境内の設備や物資の詳細及び用途 ③ 平常時からの周辺住民、檀信徒、行政機関との関わり、周辺寺院とのネットワーク ④ 平常時からの寺院の地域の中での位置づけ ⑤ 寺院が実施可能と想定できる帰宅困難者支援業務の中でも、現実的に実践可能と評価できる支援業務			① 提供可能な境内の設備、物資の詳細及び用途 ② 周辺住民、檀信徒、行政機関、周辺寺院との関係 ③ 平常時からの寺院の地域の中での位置づけ ④ 寺院が実施可能と想定できる帰宅困難者支援業務の中でも、サポートが可能と評価できる支援業務

### (2) 寺院へのヒアリング調査による帰宅困難者支援業務の抽出

#### a) 東光寺が実践可能な帰宅困難者支援業務 (A. 一時滞在施設・緊急避難広場型)

東光寺は、耐震改修工事による耐震性の担保や、東日本大震災では同宗派（真宗大谷派）の寺院と協力して食料提供の支援を実施した経験があるなど、防災活動に積極的に取り組む寺院である。また、災害時には屋内空間の本堂や複数の参拝者休憩所、屋外空間の庭が提供可能であるという調査結果である為、「一時滞在施設・緊急避難広場型」として分類された。

東光寺に参拝する檀家や門徒は、滋賀県や兵庫県などの県外から訪れる場合があり、平常時から来訪客を受入れ宿泊させる体制を整備している。また、屋内空間に加え屋外空間の庭を地域イベントの開催において提供しており、災害時についても提供できる可能性が高いという評価を得た。以上のように、東光寺が一時滞在施設・緊急避難広場型として分類された要因は、平常時からの寺院の運営体制に係ると想定できる。

また、東光寺は国からの任命で民生児童委員会に所属しており、地域で生活保護が必要な高齢者等への支援を実施しており、行政機関とのネットワークを有している。さらに近隣の 4 ヶ寺と法要の代行やイベント

表 6 東光寺が実践可能と評価した帰宅困難者支援業務

時系列	東光寺が実践可能と評価した支援業務	東光寺による評価理由
災害発生直後	① 屋外滞留者にその場に留まるように周知し、京都駅への流入を抑制する。	平常時から使用する掲示板や拡声器がある。
	② 駅前や寺院周辺で行き場の無い被災者を提供可能な屋内・屋外スペースで一時的保護する。	寺院を平常時から開放しており、門徒や参拝客を受け入れる体制がある。
一時滞在施設 運営期	③ 帰宅困難者を1人あたり2m <sup>2</sup> として提供可能な屋内スペースに収容する。	県外から来訪する門徒や参拝客を宿泊させる体制がある。
	④ 保健衛生活動 ⇒ シーツや毛布を屋外空間に準備し負傷者待機場所として提供する。	平常時から屋外空間を開放可能であり、シーツや毛布を一定数保有している。
	⇒ 平常時から使用する常設トイレを帰宅困難者に貸し出しする。	平常時から法要で常設トイレを貸出ししている。
	⑤ 物資の準備・提供 ⇒ 平常時から保有する食糧、飲料水、ブランケットを必要な時に提供する。	平常時から仏飯米や飲料水、ブランケットを保有しており、食事をふるまう機会もある。
	⇒ 可能な限り数物、懐中電灯、ラジオ、医療器具を準備する。	法要に使用する椅子や座布団があり、その他懐中電灯・ラジオ・医療器具を保有している。
	⑥ 情報の収集・伝達 ⇒ 行政機関との連絡やテレビ・ラジオを用いて災害情報を集める。	平常時から使用するテレビやラジオがあり、民生児童委員会でのネットワークがある。
	⇒ 出入口等が見やすい場所に掲示板を設置し、情報を提供する。	出入口に掲示可能な壁面があり、掲示板も保有している。
運営中長期化	⑦ 運営に限界がある場合、地域住民や周辺寺院に運営補助を依頼する。	平常時から周辺寺院との応援協力体制を構築しており、行政との関係も構築している。

の開催等での密接な応援協力体制を構築していた。災害時にはこれらの主体組織と連携体制を構築出来る可能性が高く、東光寺が防災拠点として機能する場合、応援協力を依頼できるとの評価を得た。

表 6 に東光寺によって実践可能だと評価された帰宅困難者支援業務と、評価するに至った主な理由を示す。

**b) 養蓮寺が実践可能な帰宅困難者支援業務 (B. 一時滞在施設型)**

養蓮寺は、耐震改修工事による耐震性の担保や、東日本大震災では同宗派（真宗大谷派）の寺院と協力して食料提供の支援を実施した経験があるなど、防災活動に積極的に取り組む寺院である。また、2018年の西日本豪雨で鴨川の水位が上昇した際には、近隣の住民に境内2階の本堂に避難できると周知した経験がある。アンケート調査では、災害時に屋内の参拝者休憩所や客間を複数開放できると回答し、「一時滞在施設型」として分類された。

東光寺と同様に、養蓮寺に所属する檀家や門徒は県外からの訪れる場合もしばしばあり、平常時から来訪客を宿泊させる体制を整備していた。また、地域でのイベントでは屋内空間の複数の部屋を開放し、子供の遊び場として開放し、地域住民を境内に招いて食事会をするなど、平常時から屋内空間を提供する機会が見られた。このように、平常時から屋内空間に来訪客を招き入れる寺院の体制が、「一時滞在施設型」として分類された一つの要因であるといえる。また、養蓮寺に関しても近隣の寺院とイベントの開催や法要における協力など、応援協力体制を構築していた。学区内においてもイベント等を通じて地域住民と密接な関係を構築しており、災害時に応援協力を依頼できる主体が存在するという評価を得た。

以上の結果を踏まえ、養蓮寺が現実的に実践可能だと評価した帰宅困難者支援業務を表 7 に示す。

表 7 養蓮寺が実践可能と評価した帰宅困難者支援業務

時系列	養蓮寺が実践可能と評価した支援業務	養蓮寺による評価理由
災害発生直後	① 屋外滞留者にその場に留まるように周知し、京都駅への流入を抑制する。	平常時から使用する掲示板がある。西日本豪雨では町内で境内に避難する様に周知した。
	② 駅前や寺院周辺で行き場の無い被災者を提供可能な屋内スペースで一時保護する。	寺院を平常時から開放しており、門徒や参拝客を屋内の客間に受け入れる体制がある。
一時滞在施設運営期	③ 帰宅困難者を1人あたり2m <sup>2</sup> として提供可能な屋内スペースに収容する。	県外から来訪する門徒や参拝客を宿泊させる体制がある。
	④ 保健衛生活動 ⇒平常時から使用する常設トイレを帰宅困難者に貸し出しする。	平常時から法要で常設トイレを貸出ししている。
	⑤ 物資の準備・提供 ⇒平常時から保有する食糧、飲料水を必要な時に提供する。	平常時から仏飯米や飲料水を保有しており、食事を複数人数にふるまう機会がある。
	⇒可能な限り敷物、懐中電灯、ラジオ、医療器具を準備する。	法要に使用する椅子や座布団があり、その他懐中電灯・ラジオ・医療器具を保有している。
	⑥ 情報の収集・伝達 ⇒テレビ・ラジオを用いて災害情報を集める。	平常時から使用するテレビやラジオがある。
	⇒出入口等の見やすい場所に掲示板を設置し、情報を提供する。	出入口に掲示可能な壁面があり、掲示板も保有している。
運営中長期化	⑦ 運営に限界がある場合、地域住民や周辺寺院に運営補助を依頼する。	平常時から周辺寺院との応援協力体制を構築しており、住民と協力したイベントもある。

**c) 延寿寺が実践可能な帰宅困難者支援業務 (C. 緊急避難広場型)**

延寿寺は地震被害に備え参拝者の安全を担保する為、耐震診断および耐震改修工事を実施し耐震性を確保していた。アンケート調査の結果では、屋内空間は複数の部屋が提供不可能であるという結果であったが、屋外空間を100m<sup>2</sup>開放可能であるという結果であった為、「緊急避難広場型」として分類された。

延寿寺は町内役員を務めるに加え、町内の災害時等における一時集合場所として定められており、平常時から緊急避難広場と同様の性質を有している事が明らかとなった。また、近隣8ヶ寺と宗派に関係する事無く「組寺」というグループを構築しており、平常時から応援協力体制を確立している為、災害時に関しても

表 8 延寿寺が実践可能と評価した帰宅困難者支援

時系列	延寿寺が実践可能と評価した支援業務	延寿寺による評価理由
災害発生直後	① 屋外滞留者にその場に留まるように周知し、京都駅への流入を抑制する。	平常時から使用する掲示板がある。
	② 駅前や寺院周辺で行き場の無い被災者を提供可能な屋外スペースで一時保護する。	平常時から町内で緊急避難場所としての役割を担っている。
一時滞在施設運営期	③ 保健衛生活動 ⇒屋外空間を負傷者待機場所として提供する。	屋外空間を平常時から開放可能であり、待機場所としての提供は可能。
	⇒平常時から使用する常設トイレを帰宅困難者に貸し出しする。	平常時から法要で常設トイレを貸出ししている。
	④ 物資の準備・提供 ⇒平常時から保有する食糧を必要な時に提供する。	平常時から仏飯米を備蓄している。食事を複数人数にふるまう機会がある。
	⇒可能な限り敷物、懐中電灯、ラジオ、医療器具を準備する。	法要に使用する椅子や座布団があり、その他懐中電灯・ラジオ・医療器具を保有している。
	⑤ 情報の収集・伝達 ⇒テレビ・ラジオを用いて災害情報を集める。	平常時から使用するテレビやラジオがある。
	⇒出入口等の見やすい場所に掲示板を設置し、情報を提供する。	出入口に掲示可能な壁面があり、掲示板も保有している。
運営中長期化	⑥ 運営に限界がある場合、地域住民や周辺寺院に運営補助を依頼する。	近隣8ヶ寺と応援協力体制を構築し、町内役員を務めており住民との関係が深い。

寺院間のネットワークを活用できる可能性が高いという評価を得た。

表 8 に延寿寺が実践可能だと評価した帰宅困難者支援業務と評価理由を示す。

#### d) 尊超寺が実践可能な帰宅困難者支援業務 (D. 運営サポート型)

尊超寺は災害時に屋内空間・屋外空間共に提供する事が不可能という結果であり、防災拠点として機能する事が不可能な寺院として分類された。しかし、近隣の地域住民や寺院と平常時から密接な関係構築を築き、法要等で必要となる敷物等の物品を保有している為、周辺の対策機関を支援する「運営サポート型」として分類された。

尊超寺は、法要等で檀家や門徒を招く以外に、地域のイベント等で寺院を開放する機会が無かった。一方で、学区内の小学校跡地を有効活用し、レクリエーションの開催を積極的に実施しており、近隣の同宗派（浄土真宗本願寺派）の寺院との応援協力体制を構築していた。この様に、地域との密接な関係構築によって、尊超寺が近隣の防災拠点の運営補助が可能であると評価し、地域への周知によって運営補助の拡大も可能であると評価を得た。

表 9 に尊超寺が実践可能だと評価した帰宅困難者支援業務と評価理由を示す。

表 9 尊超寺が実践可能と評価した帰宅困難者支援

時系列	尊超寺が実践可能と評価した支援業務	尊超寺による評価理由
災害発生直後	① 屋外滞留者にその場に留まるように周知し、京都駅への流入を抑制する。	平常時から使用する掲示板がある。
	② 駅前や寺院周辺で行き場の無い被災者を近隣の緊急避難広場まで誘導する。	近隣に緊急避難広場の西本願寺があり、誘導可能である。
一時滞在施設 運営期	③ 保健衛生活動 ⇒毛布・シーツを近隣の防災拠点に提供する。 ⇒平常時から使用する常設トイレを帰宅困難者に貸出する。	平常時から毛布・シーツを有しており、要請があった場合は提供できる。 平常時から法要で常設トイレを貸出ししている。
	④ 物資の準備・提供 ⇒平常時から保有する食料を近隣の防災拠点と共有する。	平常時から仏飯米等を保有しており、要請があった場合は提供できる。
	⑤ 情報の収集・伝達 ⇒テレビ・ラジオを用いて災害情報を集める。 ⇒出入口等の見やすい場所に掲示板を設置し、近隣の防災拠点と情報を共有する。	平常時から使用するテレビ・ラジオがある。 出入口に掲示板があり、集めた情報を掲示できる。
	⑥ 近隣の防災拠点からの応援要請を受けた場合、運営補助に協力する。	平常時から近隣寺院の応援協力をする場合があり、災害時も同様に可能である。
	⑦ 平常時から関係を構築する地域住民や寺院関係者に運営補助の協力を要請する。	平常時から周辺寺院との応援協力体制を構築しており、応援協力要請が可能である。
	運営中長期化	

## 6. 結論

### (1) 京都駅周辺地域における寺院の防災拠点活用に関する可能性

本研究は、京都駅周辺地域における帰宅困難者問題に対して、寺院が有効かつ現実的に機能できる帰宅困難者支援業務を抽出しその支援業務を類型化することで、寺院の防災拠点活用の潜在性を示した。その結果、一時滞在施設・緊急避難広場型の寺院、一時滞在施設型の寺院、緊急避難広場型の寺院、運営サポート型の寺院として支援業務を分類することができ、京都駅周辺地域における寺院へのヒアリング調査を通して、帰宅困難者への支援業務の実践可能性についても明らかにした。

### (2) 今後の課題と考察

寺院は周辺地域との密接な関係を構築している事が多く、寺院間の応援協力体制や行政との関係を構築している場合もある。寺院を中心とした災害対策を実施するにあたり、これらのネットワークを活用する事で、災害対策の要となる「共助」の部分でさらなる避難支援が可能であろうと期待する。

また、本研究における検証においては、寺院に避難する可能性のある地域住民への対策を加味しておらず、帰宅困難者への対応と地域住民への対応を考慮した支援内容の提案が今後必要となる。さらに、防災ポテンシャルを保有していないと分類された寺院への追加調査を実施しておらず、それらの寺院へのヒアリングを基に、寺院を防災拠点の活用が出来ない場合の課題抽出が必要と考えられる。

**謝辞：**本研究にご協力いただいた京都駅周辺の寺院をはじめとする関係者や、ヒアリング調査にご協力くださった京都市危機管理室にも心より感謝申し上げます。記して謝意を表します。

## 注釈

1. 林ら<sup>6)</sup>による宮城県広域石巻圏において、臨時的防災拠点として屋内・屋外スペースを被災者に提供した17件の社寺

- の調査から i) 被災者を畳敷きの本堂や会館等の屋内空間に収容 ii) 平常時から保有していたお供え物・乾物・仏飯米を調理し被災者に提供 iii) 毛布、常設トイレ、和蠟燭など、避難生活を支える物資の提供や設備の貸出しを実施、iv) 飲料可能な井戸水を提供し、周辺の防災拠点と井戸水を共有 v) 廊下の壁等の幅の広い壁面を活用し収集した災害情報を掲示 vi) 平常時から密接な関係を築いていた周辺住民、町内会、行政役員への運営協力を依頼が必要であることが考えられる。また、同じく東日本大震災時に首都圏である東京都港区芝公園において檀信徒や近隣の企業職員が境内に避難させた経験のある「増上寺」の事例をヒアリング調査し vii) 周囲の帰宅困難者への呼びかけ viii) 本堂の講堂と会館を開放し収容空間として提供 ix) 災害情報の収集及び提供が可能であったことが分かった。
2. 京都市によって1981年6月以降に竣工された建物は耐震性が担保されているものと見なし、一時滞在施設指定の耐震基準を満たすものとしている。
  3. 2019年12月23日京都市行財政局京都市行財政局防災危機管理室（地域防災推進担当）でのヒアリング調査により、帰宅困難者用の補助食料は1食当たり180kcalのビスケットである事が明らかとなった。

## 参考文献

- 1) 京都市観光総合調査 ([https://kanko.city.kyoto.lg.jp/chosa/kanko\\_chosa.html](https://kanko.city.kyoto.lg.jp/chosa/kanko_chosa.html)) 閲覧：2019年1月
- 2) 京都市情報館 花折断層で地震が起きたら (<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000015490.html>) 閲覧：2021年6月
- 3) 京都市情報館 南海・東南海地震が起きたら (<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000015503.html>) 閲覧：2021年6月
- 4) 京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会：京都駅周辺地域都市再生安全確保計画（第七版），2018。
- 5) 大窪健之・林倫子・伊津野和行・深川良一・里深好文・建山和由・酒匂一成・大岡優：東日本大震災における地域文化遺産の避難所としての活用実態，歴史都市防災論文集，Vol. 5，pp.329-334，2011。
- 6) 林倫子・山崎可生里・大窪健之：東日本大震災における社寺の避難所運営体制-宮城県広域石巻圏を対象として-，歴史都市防災論文集，Vol. 6，pp.149-156，2012。
- 7) 田中宏樹・金度源・大窪健之・林倫子：東日本大震災における津波火災に対する社寺の防災拠点活用の実態に関する研究，地域安全学会梗概集，No. 36，2015
- 8) 国島岳大・大窪健之・金度源・林倫子：阪神・淡路大震災における社寺の延焼抑止要因と避難地利用に関する調査研究~兵庫県神戸市の社寺を対象として~，歴史都市防災論文集，Vol. 9，pp.153-160，2016。
- 9) 佐々木健・勝俣英明：広域災害時における寺院の利用の実態と緊急避難場所・避難所の指定の意向~国指定文化財を除く寺院本堂の災害時の役割に関する研究~，日本建築学会計画系論文集，第80巻第716号，2015。
- 10) 大窪健之・伊藤晃星・岡崎愛子・小林正美：災害直後の市民防災活動へ向けた「文化遺産の防災拠点化」に関する研究-京都市法金剛院とその周辺地域に対する提案-，歴史都市防災論文集，Vol. 1，pp.327-334，2007。
- 11) 岡崎風時・大窪健之：津波常襲地域における文化遺産の防災拠点化および自主防災活動の充実に向けた提案-高知県須崎市西糺町を対象として-，歴史都市防災論文集，Vol. 3，pp.283-288，2009。
- 12) これが日本のお寺神社だ (<https://www.otera.co.jp/>) 閲覧：2019年1月
- 13) 納骨堂info 京都府のお寺一覧 (<http://nokotsudo.info/list/kyoto.html#list01>) 閲覧：2021年6月
- 14) じゃらん 京都駅周辺の神社・神宮・寺院 ([https://www.jalan.net/kankou/260000/260500/g1\\_20/](https://www.jalan.net/kankou/260000/260500/g1_20/)) 閲覧：2021年6月
- 15) 日蓮宗 寺院マップ (<https://www.nichiren.or.jp/temple/map/kinki/kyoto/kyoto-shi-shimogyo-ku/>) 閲覧：2021年6月
- 16) 浄土真宗本願寺派 全国のお寺情報 (<http://www.hongwanji.or.jp/project/zenkoku05.html>) 閲覧：2019年1月
- 17) 清水弘樹・大窪健之・金度源：寺院の防災拠点活用による帰宅困難者対策~京都駅周辺地域を対象とした有効性評価~，日本建築学会近畿支部研究報告集計画系，58，pp.305-308，2018
- 18) 内閣府：首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会 ([http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/kitaku\\_kyougi\\_top.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/kitaku_kyougi_top.html)) 閲覧：2021年6月
- 19) 東京都消防庁：様々な搬送方法 (<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>) 2021年6月